

「いつもご利用ありがとうございます」

千葉労働局長登録教習機関〔登録有効期限2029.3.30〕

佐倉クレーン学校



【日程表】2025年4月～2025年9月

●2025年5月4日～2025年5月11日・2025年8月10日～2025年8月17日は休校とさせていただきます。

Tel 043-485-2172

Fax 043-485-6181

〒285-0813 千葉県佐倉市石川 577-1

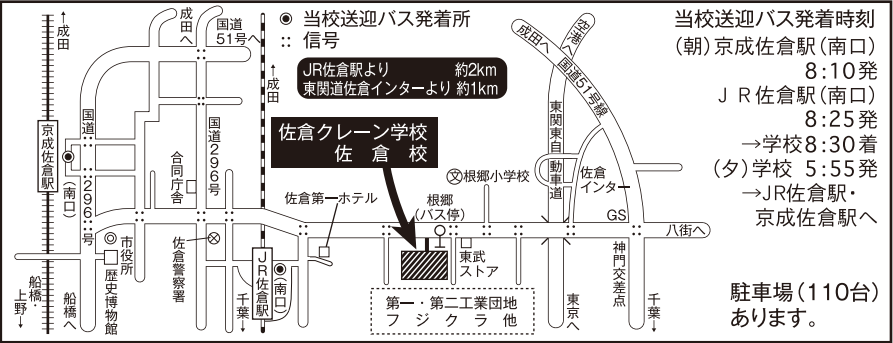
http://www.sakura-crane.co.jp/

(受付時間 午前 8 時 20 分～午後 5 時 50 分)

※日曜日は休校(祝祭日は実施)

お申込・お問い合わせはお電話でどうぞ！

携帯サイト
はコチラ ⇒



※宿泊希望の方はJR佐倉駅前の佐倉第一ホテル（1泊素泊まり6,300円）をご用意しております。
詳しくご案内、ご予約は佐倉クレーン学校・佐倉校までご連絡ください。

		※単位（円） ※学科試験料は非課税。他は全て課税（内税）。						4月	5月	6月	7月	8月	9月
区分	種目 【登録番号】	主な機械	コース（入校資格：満18歳以上の男女）		教習料	テキスト代等 (2025.2.1 現在)	学科試験料 (2025.2.1 現在)						
免許	クレーン・デリック (クレーン限定) 【No.239】	つり上げ荷重5トン以上の 天井クレーン、ジブクレーン 橋形クレーン、アンローダー等 (無線操作、機上操作 等)	37Hコース（5日間）実技・学科		104,800	4,400	8,800	毎週 月・火・金 曜日 が入校日 ●月曜日入校：月～金 ●火曜日入校：火～土 ●金曜日入校：金・土・月・火・水					
	移動式クレーン 【No.41】	つり上げ荷重5トン以上の トラッククレーン クローラクレーン ラフター 等	9Hコース（4日間）実技のみ		89,500	500	——	毎週 月・水・金 曜日 が入校日 ●月曜日入校：月～木 ●水曜日入校：水～土 ●金曜日入校：金・土・月・火					
			※関東安全衛生技術試験センターの学科試験日		クレーン・デリック（クレーン限定）			17(木)	16(金)／28(水)	18(水)	1(火)／22(火)	19(火)	10(水)
					移動式クレーン				22(木)		3(木)		3(水)

区分	種目 【登録番号】	主な機械	コース	期間	受講資格 ※番号の資格名は、下部の「受講資格の番号」参照 (入校資格：全ての種目で満18歳以上)	講習料	テキスト代 (2025.2.1 現在)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習 (技能講習の合格者特別教育の修了者には修了証を即日交付致します。)	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 【No.188】 (解体用) 【No.346】 (基礎工事用) 【No.222】	機体重量3トン以上のフルドーザ ショベル ユンボ クラムシェル 等	14H	2日	①又は②の所持者	38,600	1,400	14(月)・15 28(月)・29	19(月)・20	2(月)・ 3 16(月)・17 30(月)・7/ 1	14(月)・15 28(月)・29	18(月)・19	1(月)・ 2 15(月)・16 29(月)・30
		機体重量3トン以上の解体用機械	5H	1日	⑩の所持者								
		機体重量3トン以上の 三点式杭打機 アースオーガ パイプロハンマ 等	9H	2日	③の所持者	20,300	1,700	11(金)／25(金)	16(金)／30(金)	13(金)／27(金)	11(金)／25(金)	8(金)／29(金)	12(金)／26(金)
			25H	4日	①⑩⑪⑫の所持者	45,000	3,000	3(木)・ 4 7(月)・ 8・ 9・10	1(木)・ 2 12(月)・13・14・15	5(木)・ 6 9(月)・10・11・12	3(木)・4 / 31(木)・8/ 1 7(月)・ 8・ 9・10	4(月)・ 5・ 6・ 7	4(木)・ 5 8(月)・ 9・10・11
	フォークリフト 【No.260】	最大荷重1トン以上の カウンタバランスフォークリフト リーチフォークリフト サイドフォークリフト 等	13H	2日	①(カタピラ限定を除く)の所持者	16,700	1,300	15(火)・19	20(火)・24	17(火)・21	15(火)・19	19(火)・23	16(火)・20
			31H	4日	②または①(カタピラ限定)の所持者でフォークリフト運転未経験の方	38,700	1,300	1(火)・ 2・ 3・ 4 8(火)・ 9・10・11 15(火)・16・17・18 22(火)・23・24・25 29(火)・30・5/ 1・ 2	13(火)・14・15・16 20(火)・21・22・23 27(火)・28・29・30	3(火)・ 4・ 5・ 6 10(火)・11・12・13 17(火)・18・19・20 24(火)・25・26・27	1(火)・ 2・ 3・ 4 8(火)・ 9・10・11 15(火)・16・17・18 22(火)・23・24・25 29(火)・30・31・8/ 1	5(火)・ 6・ 7・ 8 19(火)・20・21・22 26(火)・27・28・29	2(火)・ 3・ 4・ 5 9(火)・10・11・12 16(火)・17・18・19 23(火)・24・25・26 30(火)・10/ 1・ 2・ 3
			35H	5日	①②の無い方でフォークリフト運転未経験の方	43,700	1,300	21(月)・22・23・24・25	26(月)・27・28・29・30	23(月)・24・25・26・27	21(月)・22・23・24・25	25(月)・26・27・28・29	22(月)・23・24・25・26
	高所作業車 【No.344】	作業床高さ10m以上の 高所作業車	12H	2日	③又は⑥の所持者	35,600	1,400	1(火)・ 2／16(水)・17 16(水)・18 21(月)・22 29(火)・30	21(水)・22 21(水)・23 26(月)・27	3(火)・ 4 18(水)・19 18(水)・20 23(月)・24	1(火)・ 2／16(水)・17 16(水)・18 21(月)・22 29(火)・30	20(水)・21 20(水)・22 25(月)・26	2(火)・ 3／17(水)・18 17(水)・19 22(月)・23 30(火)・10/ 1
			14H		①②⑨⑩⑪⑫⑬⑭のいずれかの所持者								
	小型移動式クレーン 【No.288】	つり上げ荷重が 1トン以上5トン未満の 移動式クレーン (ユニック 等)	13H	3日	④⑤⑦⑧のいずれかと⑨の所持者	30,700	1,300	2(水)・ 3・ 4 9(水)・10・11 9(水)・10・12 22(火)・23・24 30(水)・5/ 1・ 2	14(水)・15・16 14(水)・15・17 27(火)・28・29	4(水)・ 5・ 6 11(水)・12・13 11(水)・12・14 24(火)・25・26	2(水)・ 3・ 4 9(水)・10・11 9(水)・10・12 22(火)・23・24 30(水)・31・8/ 1	6(水)・ 7・ 8 6(水)・ 7・ 9 26(火)・27・28	3(水)・ 4・ 5 10(水)・11・12 10(水)・11・13 23(火)・24・25
			16H		④⑤⑦⑧のいずれかの所持者	33,700							
			17H		⑨の所持者	35,700							
			20H		上記該当の資格の無い方								
	床上操作式クレーン 【No.316】	つり上げ荷重5トン以上の 床上操作による ホイストクレーン	16H	3日	③⑤⑥⑧のいずれかの所持者	33,300	1,700	8(火)・ 9・10 8(火)・ 9・11 16(水)・17・18 23(水)・24・25 23(水)・24・26	13(火)・14・15 13(火)・14・16 21(水)・22・23 28(水)・29・30 28(水)・29・31	10(火)・11・12 10(火)・11・13 18(水)・19・20 25(水)・26・27 25(水)・26・28	8(火)・ 9・10 8(火)・ 9・11 16(水)・17・18 23(水)・24・25 23(水)・24・26	5(火)・ 6・ 7 5(火)・ 6・ 8 20(水)・21・22 27(水)・28・29 27(水)・28・30	9(火)・10・11 9(火)・10・12 17(水)・18・19 24(水)・25・26 24(水)・25・27
			20H		上記該当の資格の無い方	35,300							
	玉掛け 【No.267】	つり上げ荷重1トン以上の クレーン等のつり具を用いて 行う荷かけ及び荷はずしの 作業	15H	3日	③④⑤⑥⑦のいずれかの所持者	22,600	1,400	14(月)・15・16 14(月)・15・17 21(月)・22・23 21(月)・22・24 28(月)・29・30 28(月)・29・5/ 1	19(月)・20・21 19(月)・20・22 26(月)・27・28 26(月)・27・29	2(月)・ 3・ 4 / 2(月)・ 3・ 5 16(月)・17・18 16(月)・17・19 23(月)・24・25 23(月)・24・26 30(月)・7/ 1・ 2 30(月)・7/ 1・ 3	14(月)・15・16 14(月)・15・17 21(月)・22・23 21(月)・22・24 25(月)・26・28 28(月)・29・31	18(月)・19・20 18(月)・19・21 25(月)・26・27 25(月)・26・28	1(月)・ 2・ 3 / 1(月)・ 2・ 4 15(月)・16・17 15(月)・16・18 22(月)・23・24 22(月)・23・25 29(月)・30・10/ 1 29(月)・30・10/ 2
			19H		上記該当の資格の無い方	24,600							
	ガス溶接 【No.237】		13H	2日	必要資格はありません	13,200	800	7(月)・ 8	12(月)・13	9(月)・10	7(月)・ 8	4(月)・ 5	8(月)・ 9
特別教育	クレーン特別教育	つり上げ荷重5トン未満の ホイストクレーン 等	13H	2日	必要資格はありません	14,600	1,400	4(金)・ 5 18(金)・19	2(金)・ 3 23(金)・24	6(金)・ 7 20(金)・21	4(金)・ 5 18(金)・19	1(金)・ 2 22(金)・23	5(金)・ 6 19(金)・20

★経験証明とは？ 受講者が満18歳以上になってから機体重量3トン未満の建設機械を運転するための特別教育を修了し、その後3ヶ月以上機体重量3トン未満の建設機械運転業務に従事したことを事業者に証明していただくものです。実務経験証明書のひな型は当校ホームページでダウンロードいただけます。必要事項を記入し、社判(ゴム印)と代表取締役印(登記印 ※三文判・角印は不可)の押印をお願いいたします。(注)この証明欄は、労働局の監査のときに必ずチェックされますので、証明をされる方は責任をもってご対応いただけますようお願い申し上げます。

※受講資格の番号 ①大型特殊自動車免許 ②普通・準中型・中型・大型自動車免許 ③移動式クレーン運転士免許 ④クレーン・デリック運転士免許(限定は不問) ⑤揚貨装置運転士免許 ⑥小型移動式クレーン運転技能講習 ⑦床上操作式クレーン運転技能講習 ⑧玉掛け技能講習 ⑨車両系(基礎工事用)運転技能講習 ⑩車両系(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ⑪車両系(解体用)運転技能講習 ⑫不整地運搬車運転技能講習 ⑬ショベルローダー等運転技能講習 ⑭フォークリフト運転技能講習 ⑮高所作業車運転技能講習 (※入校当日は必ず本証をご持参ください)

佐倉クレーン学校【神崎校】もご利用ください。(実施種目) (1)クレーン・デリック(クレーン限定) (2)車両系(整地等) (3)フォークリフト (4)高所作業車 (5)小型移動式クレーン (6)床上操作式クレーン (7)玉掛け (8)ガス溶接 (9)クレーン特別教育 (10)アーク溶接
千葉県香取郡神崎町武田 505-8 Tel 0478-72-4381

【佐倉校で販売しているもの】
●昼弁当 500円 ●証明写真6枚 500円
●防じんマスク 300円

※その他詳細については、各種目の案内書をご覧ください。
※人材開発支援助成金の対象コースもございます。(詳細は電話でお問い合わせください)
※学科試験料・テキスト代等は途中で変更になることもありますので、予めご了承ください。

1 講習に際しての諸注意

佐倉クレーン学校では、千葉労働局の指導のもと、安全に業務を行うために必要な講習を行っており、講習内容は業務規定に基づいて実施しております。下記内容を事前にご了承のうえ受講いただきますようお願い申し上げます。

■留意事項等

1. 遅刻・早退・欠席をした場合

原則は、次回以降の講習を受講していただきます。ただし、遅刻・早退でやむをえない事情がある場合に限り、30 分以内の遅刻・早退については補習（有料）を受けることができます。

2. 学科試験・実技試験で不合格になった場合

学科：次回以降の学科講習を再受講・再試験。

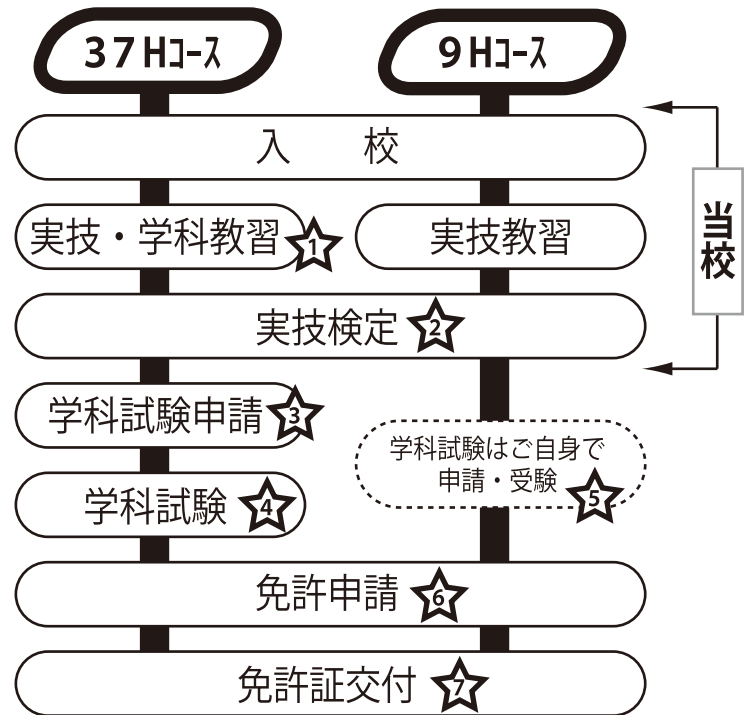
実技：当日又は翌日以降、実技補習 (30 分以上) ・再試験。

学科補習料 (30分以内)	1,000円
実技補習料 (30分以内)	2,000円
学科再受講・再試験	3,000円
実技補習(30分以上)・再試験	3,000円
欠席による再受講料	4,000円

3. その他

- ①実技講習中はヘルメット・安全靴を必ず着用してください。(無料貸出あり)
- ②講習中の携帯電話の使用、居眠り、酒気帯び、不必要な私語、無許可の離席は禁止します。
- ③秩序を乱す行為（受講態度不良等）を繰り返す場合は退学を勧告することがあります。
- ④納入された受講料は原則として返金いたしません。

2 免許教習のご案内【クレーン・デリック（クレーン限定）、移動式クレーン】



実技教習は、基本運転（4H）・応用運転（4H）合図（1H）・実技検定を 4 日間で行います。

37HJ-Sの方は実技教習と平行して学科試験対策のビデオ授業を聴講いただきます。
※37HJ-Sは 5 日間。9HJ-Sは 4 日間。

- ★ 学科教習は卒業後でも聴講いただけます。(無料)
- ★ 実技検定に合格すると、実技試験は 1 年間免除になります。不合格の方は 30 分補習（3,000 円）を行った後に再検定を行います。
- ★ 学科試験の申請手続きは当校が代行いたします。(注：関東センターで受験する方のみ。関東以外で受験をする方は代行申請ができませんのでご自身で申請をお願いいたします。)
- ★ 学科試験当日は、「佐倉校」から試験センター（千葉県市原市能満 2089）への送迎用マイクロバスが出ます。(午前 10 時佐倉校出発・無料・申込不要)
- ★ 9HJ-Sの入校は、次の《1》《2》どちらでも可能です。《1》先に学科試験を合格してから入校する。《2》当校卒業（実技免除）後に学科試験を受験する。
- ★ 学科試験・実技検定の両方に合格すると、労働局への免許申請を行うことができます。
- ★ 免許証は、免許申請から 2 週間～ 1 ヶ月後に、労働局から簡易書留で直送されます。

3 人材開発支援助成金のご案内

■助成金の趣旨

中小企業事業主等が、建設労働者の技能向上のための能力開発を行う場合の経費及び賃金の一部を助成する制度です。各県の労働局又はハローワークが運営しています。

(注 1) この助成金は下記の条件を満たした【中小企業事業主】に対する助成金です。
個人で受ける方や条件を満たさない事業主は助成金を受けることができません。

(注 2) 受講料は先にお支払いいただく必要がございます。助成金は講習終了後に申請を行い、申請が受理された後、指定口座へ振込されます。

■助成金を受けるための条件

- ①資本金又は出資総額が 3 億円以下、又は常用労働者数 300 人以下の事業主。
- ②雇用保険料率の「事業の種類」が【建設の事業】の事業主。
(2025 年 3 月までは 1000 分の 18.5。毎年 4 月に改定されます)
- ③労働保険料を過去 2 年を超えて滞納していないこと。
- ④過去 3 年間に於いて、雇用保険三事業に係るいずれかの助成金について悪質な不正受給を行っていないこと。
- ⑤受講される方が雇用保険に加入していること。
※賃金助成の利用者は加入が必須。経費助成の利用者は労働局へお問合せください。
- ⑥受講される方が会社役員ではないこと。
- ⑦講習終了後 2 ヶ月以内に支給申請を行うこと。

■佐倉クレーン学校の助成金対象種目

当校実施種目・コース（表面）のうち、以下のものは助成金の対象ではありません。

フォークリフト ※建設機械ではなく荷役運搬機械に該当するため対象外。

(注 1) クレーン・デリック（クレーン限定）【37H・9H コース】・移動式クレーン【37H・9H コース】は、実技教習（88,000 円）に対する経費助成のみ適用されます。(賃金助成も対象外)

(注 2) 助成金を受けるための条件や対象種目・コース等は、年度の途中でも変更になる場合がございます。予めご了承ください。(※変更等は当校のホームページでご案内いたします)